

# 鎌ヶ谷市地域防災計画（案）

## — 修正事項等一覧 —

平成26年1月

鎌ヶ谷市

## 総則、地震編、風水害編、地震編・風水害編共通

東日本大震災や近年の災害、上位計画（国の防災基本計画、千葉県地域防災計画）や関連する各法律・基準等の改正等を踏まえ、現行の市地域防災計画において主に修正・加筆する事項（全 20 項目 139 の修正箇所）及びその理由と根拠を表にまとめた。  
 なお、各修正・加筆事項は次の根拠資料に基づき抽出した。

### 根拠資料

- ・ 防災基本計画（平成 24 年 9 月）
- ・ 千葉県地域防災計画（平成 24 年度）
- ・ 防災対策推進検討会議 最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（中央防災会議）
- ・ 東日本大震災を踏まえた課題と対応（千葉県）
- ・ 東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市）
- ・ 「鎌ヶ谷市地域防災計画」への男女共同参画の視点に立った意見（鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会）
- ・ 各省庁の通知等
- ・ 関連法令 など

### 【総則】

項目	主に修正・加筆する事項等
1 計 画 の 基 本 方 針	<p><b>1 減災を重視した防災対策</b></p> <p>理由：東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、防災対策推進検討会議最終報告（中央防災会議）                      反映：第 1 編第 2 章「第 1 節 減災を重視した防災対策の方向性」（本編 総 - 2）</p>
	<p><b>2 地域防災力の向上（自助・共助の取り組み強化等）</b></p> <p>理由：大規模な災害が発生した場合には被害が広域にわたるため、市や防災関係機関の活動（公助）のみでは対処することが困難になるため、自助や共助の取り組み強化による地域防災力の向上を図る必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画                      反映：第 1 編第 2 章「第 2 節 地域防災力の向上」（本編 総 - 2）</p>

	<p><b>3 災害時要援護者や男女共同参画の視点に立った対策</b></p> <p>理由：東日本大震災では、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。高齢者を含む災害時要援護者は、避難行動や避難生活に関して様々な問題を抱えている。</p> <p>また、東日本大震災では、避難所生活における女性への配慮の必要性が認識された。そのため、災害時要援護者に対する支援や男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じる必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画          反映：第1編第2章「第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点」（本編 総 - 3）</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**【地震編】**

項目	主に修正・加筆する事項等
1 計画の基本方針	<p><b>1 最大クラスの地震を前提とした防災対策</b></p> <p>理由：東日本大震災は、過去の地震・津波を前提とした従前の対策の限界を意味するものであったと報告されていることから、今後の地震対策は、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスの地震を想定する必要がある。</p> <p>したがって、本市では、今年度実施した地震被害想定のうち、被害が最大となる「東京湾北部地震が鎌ヶ谷市直下場合の地震（M7.3）」を前提として防災対策を実施していく。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、他          反映：第2編第1章「第1節 地震対策の基本的視点」（本編 地 - 1 - 1）          第2編第1章「第3節 災害危険性の予測」（本編 地 - 1 - 3）</p>
2 災害に強い都市づくり	<p><b>1 一般住宅の耐震化の促進</b></p> <p>理由：阪神・淡路大震災では、建物倒壊による圧死が大半を占めている。建物倒壊による死傷者を軽減するためには、住宅の耐震化対策を行っていくことが極めて重要である。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、耐震改修促進法、鎌ヶ谷市耐震改修促進計画          反映：第2編第2章第1節「第4 建築物等の耐震化・不燃化」（本編 地 - 2 - 6）</p>

	<p><b>2 家具・大型家電の転倒防止対策</b> 理由：阪神・淡路大震災では、屋内で家具や大型家電の転倒による死傷者も多く発生したため、家具や大型家電の転倒防止対策の実施を啓発していく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画 反映：第2編第2章第1節「第4 建築物等の耐震化・不燃化」（本編 地 - 2 - 8）</p>
	<p><b>3 エレベーターにおける閉じ込め防止対策</b> 理由：揺れや停電によりエレベーターが停止した場合に備え、対策を図る必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画 反映：第2編第2章第1節「第4 建築物等の耐震化・不燃化」（本編 地 - 2 - 8）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"><b>3 地盤災害防止対策</b></p>	<p><b>1 液状化の危険性を周知する防災マップの作成・周知</b> 理由：液状化による住宅被害を防ぐため、液状化危険度を示す防災マップを作成・周知を図り、住宅建築前に液状化発生を抑止する対策を行うよう広報・啓発を行っていく必要がある。</p> <p>なお、今後市では防災カルテを作成し、想定地震における液状化危険度について市民に広報・周知していく。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画 反映：第2編第2章第2節「第4 液状化対策」（本編 地 - 2 - 11）</p>
	<p><b>2 地盤沈下の防止対策</b> 理由：本市は、地下水くみ上げ規制の法律・条例の指定区域であるため、地盤沈下の防止対策について定める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉県環境保全条例 反映：第2編第2章第2節「第5 地盤沈下の防止」（本編 地 - 2 - 12）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"><b>4 帰宅困難者等対策</b></p>	<p><b>1 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立</b> 理由：多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討していく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告 反映：第2編第2章第10節「第3 帰宅困難者等への支援対策」（本編 地 - 2 - 46）</p>

【風水害編】

項目	主に修正・加筆する事項等
<p>1 風水害予防対策</p>	<p>1 台風、竜巻等による風害予防対策の充実 理由：台風、竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民等に対して、気象情報の種類や内容、身を守るための知識について普及・啓発を図る必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画 反映：第3編第2章第3節「第3 風害予防対策」（本編 風 - 2 - 14）</p>
<p>2 避難環境の整備</p>	<p>1 避難の判断基準の作成（土砂災害警戒区域における避難基準） 理由：市において土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定（平成24年3月30日告示）がされたため、避難基準を定める。</p> <p>根拠：土砂災害防止法 反映：第3編第3章第7節「第1 避難活動」（本編 風 - 3 - 51）</p>

【地震編・風水害編 共通】

項目	主に修正・加筆する事項等
<p>1 災害体制の整備</p>	<p>1 災害時行動マニュアルの作成 理由：東日本大震災では、本市ではすぐに応急対策活動が行えなかった部署も見られた。災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害時行動マニュアルを作成する必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市） 反映：第2編第2章第4節「第1 組織の整備」（本編 地 - 2 - 18） 第3編第2章第5節「第1 組織の整備」（本編 風 - 2 - 22）</p> <p>2 市業務継続計画（BCP）の策定 理由：市は、大規模災害が発生した場合に、市民の生命・財産を守るための応急対策を実施し、生活の早期復旧を図るとともに、通常の行政サービスについても必要最低限維持する必要がある。</p> <p>しかし、東日本大震災において、本市では通常業務が停滞した部署もみられたため、災害時の優先業務を明確にした市業務継続計画（BCP）を作成する。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市） 反映：第2編第2章第4節「第1 組織の整備」（本編 地 - 2 - 19） 第3編第2章第5節「第1 組織の整備」（本編 風 - 2 - 23）</p>

	<p><b>3 災害対策本部組織の見直し</b> 理由：東日本大震災及び近年の災害の教訓から、災害対策本部組織の見直しを行う。</p> <p>根拠：東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市） 他 反映：第2編第3章第1節「第2 災害対策本部」（本編 地 - 3 - 3） 第3編第3章第1節「第2 災害対策本部」（本編 風 - 3 - 3）</p> <p><b>4 事務分掌の見直し</b> 理由：東日本大震災において、本市で役割分担等が課題となった事務について、担当の見直しを行うとともに、定めのない事務の担当を定める。</p> <p>根拠：東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市） 反映：第2編第3章第1節「第3 災害対策本部事務分掌」（本編 地 - 3 - 6） 第3編第3章第1節「第3 災害対策本部事務分掌」（本編 風 - 3 - 5）</p> <p><b>5 防災従事者の安全確保対策</b> 理由：東日本大震災では、津波によって、消防や警察、自治体職員等の防災従事者が数多く犠牲になったため、防災従事者の安全確保を行っていく必要がある。</p> <p>根拠：消防庁通知（消防災第 157 号,平成 23 年 5 月 6 日） 反映：第2編第3章第5節「第2 消防活動」（本編 地 - 3 - 35） 第3編第3章第5節「第2 消防活動」（本編 風 - 3 - 41）</p>
<p><b>2</b> 通信体制の整備</p>	<p><b>1 多様な連絡手段の確保（MCA 無線の拡充等）</b> 理由：避難所、病院等と相互に連絡ができる手段の確保として、MCA 無線の拡充を行ったため、計画に反映する。</p> <p>根拠：（実態との整合） 反映：第2編第2章第3節「第2 通信体制の整備」（本編 地 - 2 - 15） 第3編第2章第4節「第2 通信体制の整備」（本編 風 - 2 - 19）</p> <p><b>2 防災情報システムの操作方法の習熟</b> 理由：災害時における被害情報、措置情報を迅速に県に報告するためには、平常時から防災情報システムの操作方法を習熟しておくことが必要である。</p> <p>根拠：東日本大震災を踏まえた課題と対応（千葉県） 反映：第2編第2章第3節「第2 通信体制の整備」（本編 地 - 2 - 15） 第3編第2章第4節「第2 通信体制の整備」（本編 風 - 2 - 19）</p>

	<p><b>3 被害情報の一元管理・共有体制の整備</b></p> <p>理由：東日本大震災において、庁内で情報の共有化が出来ていなかったことが課題として多く上がっているため、情報の一元管理・共有体制を見直す必要がある。</p> <p>根拠：東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市）</p> <p>反映：第2編第3章第2節「第2 被害情報の収集・調査・報告」（本編 地 - 3 - 16） 第3編第3章第2節「第2 被害情報の収集・調査・報告」（本編 風 - 3 - 21）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"><b>3 災害広報・広聴活動</b></p>	<p><b>1 多様な情報伝達手段による広報</b> （市ホームページ、かまがや安心eメール、ツイッター等）</p> <p>理由：市民への広報として、インターネットを利用した広報手段の拡充を行ったため、計画に反映する。</p> <p>根拠：（実態との整合）</p> <p>反映：第2編第2章第3節「第2 通信体制の整備」（本編 地 - 2 - 15） 第3編第2章第4節「第2 通信体制の整備」（本編 風 - 2 - 19） 第2編第3章第3節「第1 災害広報活動」（本編 地 - 3 - 21） 第3編第3章第3節「第1 災害広報活動」（本編 風 - 3 - 26）</p>
	<p><b>2 災害時要援護者及び女性のための相談窓口の設置</b></p> <p>理由：災害時要援護者及び女性が抱える多様な悩みに対応するため、それぞれ相談窓口を設置する。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会意見、他</p> <p>反映：第2編第3章第3節「第2 報道機関への対応」（本編 地 - 3 - 23） 第3編第3章第3節「第2 報道機関への対応」（本編 風 - 3 - 28）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"><b>4 応援派遣</b></p>	<p><b>1 他市町村や民間等多種多様な団体との災害時応援協定の締結の推進</b></p> <p>理由：東日本大震災の教訓から、大規模災害時は近隣の市町村も大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な市町村間の相互応援協定や、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要がある。</p> <p>根拠：消防庁通知（消防災第157号,平成23年5月6日）</p> <p>反映：第2編第2章第4節「第1 組織の整備」（本編 地 - 2 - 18） 第3編第2章第5節「第1 組織の整備」（本編 風 - 2 - 22）</p>

	<p><b>2 他市町村への応援体制の構築</b></p> <p>理由：他市町村において大規模な災害が発生した場合、当該市町村や県からの要請に応じて支援を行っていくための体制について定める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画          反映：第2編第3章第4節「第2 広域応援派遣要請」（本編 地 - 3 - 30）          第3編第3章第4節「第2 広域応援派遣要請」（本編 風 - 3 - 35）</p> <hr/> <p><b>3 広域避難者の受入れ体制の構築</b></p> <p>理由：他市町村において災害が発生し、他市町村から避難者の受入れ要請があった場合に備え、広域避難者の受入れ体制について定める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画          反映：第2編第3章第4節「第2 広域応援派遣要請」（本編 地 - 3 - 30）          第3編第3章第4節「第2 広域応援派遣要請」（本編 風 - 3 - 35）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"><b>5 消防・救助・医療体制</b></p>	<p><b>1 家庭における出火防止対策の充実</b></p> <p>理由：火災を発生させないためには、「自助」による出火防止対策が重要となるため、その推進を図る。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画          反映：第2編第2章第5節「第1 火災の予防」（本編 地 - 2 - 24）          第3編第2章第6節「第1 火災の予防」（本編 風 - 2 - 28）</p> <hr/> <p><b>2 防火クラブの育成指導</b></p> <p>理由：火災が燃え広がらないようにするためには、初期消火活動が重要である。火災の同時多発や災害による道路被害等により、消防職員や消防団員がすぐに駆けつけられない場合に備え、地域における初期消火力の向上を図る必要がある。</p> <p>なお、現在、すでに市消防本部において防火クラブなどの防火普及団体への育成指導を行い防火意識の普及に努めているため、記載する。</p> <p>根拠：（実態との整合）          反映：第2編第2章第5節「第1 火災の予防」（本編 地 - 2 - 24）          第3編第2章第6節「第1 火災の予防」（本編 風 - 2 - 28）</p>

	<p><b>3 DMAT、ドクターヘリの要請</b></p> <p>理由：道路被害等で陸路による搬送ができない場合は、千葉市消防局や自衛隊のヘリコプター、ドクターヘリの出動の要請を行うことができる。</p> <p>また、傷病者が多数発生した場合は、千葉県災害医療本部（DMAT調整本部）の派遣を要請することができるため、本計画に定める。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第3章第5節「第1 救出・救急活動」（本編 地-3-34）  第3編第3章第5節「第1 救出・救急活動」（本編 風-3-40）  第2編第3章第6節「第1 応急医療活動」（本編 地-3-39）  第3編第3章第6節「第1 応急医療活動」（本編 風-3-46）</p>
	<p><b>4 水防活動の追加</b></p> <p>理由：鎌ヶ谷市は水防管理団体に指定されていないが、市内に浸水想定区域があること、また、重要水防箇所（地震時）が指定されていることから、水防活動について定める。</p> <p>根拠：千葉県水防計画（平成24年）</p> <p>反映：第2編第3章第5節「第3 水防活動」（本編 地-3-38）  第3編第3章第5節「第3 水防活動」（本編 風-3-44）</p>
	<p><b>5 防災従事者へのメンタルヘルス対策</b></p> <p>理由：大規模災害では、被災者だけでなく、救出・救護・救援活動にあたった防災従事者等も精神的ショックやストレスを受け、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがあるため、メンタルヘルス対策を実施していく必要がある。</p> <p>根拠：防災基本計画</p> <p>反映：第2編第3章第5節「第4 惨事ストレス対策」（本編 地-3-38）  第3編第3章第5節「第4 惨事ストレス対策」（本編 風-3-45）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 災害に強い都市へ</p>	<p><b>1 災害に強い道路の整備</b></p> <p>理由：道路や橋梁は、災害時の避難活動や救助活動、緊急輸送活動等、防災上大変重要であるため、災害に強い道路を整備していく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第2章第1節「第2 道路・橋梁の整備」（本編 地-2-2）  第3編第2章第1節「第2 道路の整備」（本編 風-2-2）</p>

<p style="text-align: center;"><b>7</b></p> <p style="text-align: center;">地盤災害防止対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に伴う対策</b></p> <p>理由：市において土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定（平成 24 年 3 月 30 日告示）がされたため、警戒避難体制の確立を図る必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、土砂災害防止法</p> <p>反映：第 2 編第 2 章第 2 節「第 1 土砂災害危険箇所の調査把握」（本編 地 - 2 - 9） 第 3 編第 2 章第 2 節「第 1 土砂災害危険箇所の調査把握」（本編 風 - 2 - 8）</p>
<p style="text-align: center;"><b>8</b></p> <p style="text-align: center;">物資供給、緊急輸送体制</p>	<p style="text-align: center;"><b>1 燃料の確保対策</b></p> <p>理由：東日本大震災では燃料確保が課題となったため、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める必要がある。</p> <p>根拠：消防庁通知（消防災第 157 号,平成 23 年 5 月 6 日） 東日本大震災活動調書（鎌ヶ谷市）</p> <p>反映：第 2 編第 2 章第 7 節「第 2 緊急輸送体制の整備」（本編 地 - 2 - 32） 第 3 編第 2 章第 8 節「第 2 緊急輸送体制の整備」（本編 風 - 2 - 36）</p> <p style="text-align: center;"><b>2 備蓄物資の品目の見直し</b></p> <p>理由：物資の選定に際しては、プライバシーの保護や災害時要援護者や女性の避難生活に配慮した備蓄を行っていく必要がある。</p> <p>根拠：消防庁通知（消防災第 157 号,H23.5.6） 千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第 2 編第 2 章第 7 節「第 5 物資供給体制の整備」（本編 地 - 2 - 34） 第 3 編第 2 章第 8 節「第 5 物資供給体制の整備」（本編 風 - 2 - 38）</p> <p style="text-align: center;"><b>3 自助による備蓄の促進</b></p> <p>理由：市の備蓄は、原則として、自宅が被災して避難所で生活する人数を想定して備蓄している。自宅に被害のない場合は、自宅で生活できるよう、「自助」により、災害発生後 3 日間分を目安として食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう、市民に対する啓発を行う。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、他</p> <p>反映：第 2 編第 2 章第 7 節「第 5 物資供給体制の整備」（本編 地 - 2 - 34） 第 3 編第 2 章第 8 節「第 5 物資供給体制の整備」（本編 風 - 2 - 38）</p>

	<p><b>4 災害時要援護者や女性に配慮した物資の備蓄、調達</b>  理由：東日本大震災の課題から、災害時要援護者や女性に配慮した物資の備蓄や調達を行っていく必要がある。</p> <p>根拠：鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会意見、他  反映：第2編第2章第7節「第5 物資供給体制の整備」（本編 地 - 2 - 34）  第3編第2章第8節「第5 物資供給体制の整備」（本編 風 - 2 - 38）</p> <p><b>5 物資配布時における女性への配慮</b>  理由：東日本大震災における課題から、物資配布時には男女スタッフを配置し、女性専用の物資（生理用品、下着等）は、女性スタッフによる配布に努める必要がある。</p> <p>根拠：鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会意見  反映：第2編第3章第8節「第3 物資の供給」（本編 地 - 3 - 56）  第3編第3章第8節「第3 物資の供給」（本編 風 - 3 - 46）</p> <p><b>6 支援物資の受入れ体制の見直し（一時保管場所の変更）</b>  理由：東日本大震災時には、現行で指定していた鎌ヶ谷市民体育館ではなく、総合福祉保健センターで物資の保管を行ったことから、一時保管場所を変更する。</p> <p>根拠：（実態との整合）  反映：第2編第3章第8節「第4 救援物資の供給」（本編 地 - 3 - 57）  第3編第3章第8節「第4 救援物資の供給」（本編 風 - 3 - 65）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">9 災害に強い組織・人づくり</p>	<p><b>1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</b>  理由：自主防災組織が災害時に迅速かつ的確な行動を行うためには、日頃からの継続的な防災活動と、それを支える地域コミュニティによるネットワークづくりが重要である。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画  反映：第2編第2章第4節「第1 組織の整備」（本編 地 - 2 - 18）  第3編第2章第5節「第1 組織の整備」（本編 風 - 2 - 22）</p> <p><b>2 企業防災の促進（BCPの策定の普及啓発等）</b>  理由：災害で被災した場合、各企業が事業継続や早期復旧を行うことは地域経済の復興の面からも大変重要であるため、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発を図る必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画  反映：第2編第2章第4節「第1 組織の整備」（本編 地 - 2 - 18）  第3編第2章第5節「第1 組織の整備」（本編 風 - 2 - 22）</p>

	<p><b>3 男女共同参画の観点からの「人づくり」</b></p> <p>理由：防災に関して、ニーズの違い等男女双方の視点への配慮を行うため、防災会議への女性の参画を図るとともに、自主防災組織の要職等に女性の参画を促進するよう働きかける必要がある。</p> <p>根拠：内閣府通知（府政防第535号、消防災第181号、平成24年5月8日） 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会意見</p> <p>反映：第2編第2章第4節「第1 組織の整備」（本編 地-2-18） 第3編第2章第5節「第1 組織の整備」（本編 風-2-22）</p>
	<p><b>4 避難所運営訓練、帰宅困難者訓練の実施</b></p> <p>理由：東日本大震災で多くの帰宅困難者が発生したことから、平常時から関係機関との協力・連携を強化し、帰宅困難者訓練を実施する必要がある。また、災害時における避難所の開設・運営を円滑に行うため、定期的に避難所運営訓練を実施する必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、他</p> <p>反映：第2編第2章第4節「第2 防災訓練」（本編 地-2-21） 第3編第2章第5節「第2 防災訓練」（本編 風-2-25） 第2編第2章第6節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 地-2-30） 第3編第2章第7節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 風-2-33）</p>
	<p><b>5 防災広報の内容を充実</b></p> <p>理由：市民が災害に関する正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身に付けることが重要であるため、防災広報の内容について見直しを行う。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第2章第4節「第3 防災広報」（本編 地-2-22） 第3編第2章第5節「第3 防災広報」（本編 風-2-26）</p>
<p>10 避難環境の整備</p>	<p><b>1 避難所運営マニュアルの作成</b></p> <p>理由：災害時における避難所の開設・運営を円滑に行うため、避難所ごとの運営マニュアルの作成に努める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第2章第6節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 地-2-30） 第3編第2章第7節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 風-2-33）</p>

	<p><b>2 避難所における災害時要援護者や女性・子どもへの配慮</b></p> <p>理由：避難所の災害時要援護者に対し、避難生活に支障が生じないよう支援体制を整備し、配慮していく必要がある。また、男女ニーズに応じた支援や女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないよう配慮していく必要がある。</p> <p>根拠：鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会意見</p> <p>反映：第2編第2章第6節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 地 - 2 - 30）  第3編第2章第7節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 風 - 2 - 33）  第2編第3章第7節「第3 避難所の運営」（本編 地 - 3 - 47）  第3編第3章第7節「第3 避難所の運営」（本編 風 - 3 - 55）</p>
	<p><b>3 ペット対策</b></p> <p>理由：ペットは、飼主以外の者はストレスとを感じるケースがある一方で、飼主にとっては家族の一員であるため、避難所でのペット対策をあらかじめ定める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、災害時における避難所運営の手引き（千葉県）</p> <p>反映：第2編第2章第6節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 地 - 2 - 30）  第3編第2章第7節「第3 避難所運営体制の整備」（本編 風 - 2 - 33）  第2編第3章第7節「第3 避難所の運営」（本編 地 - 3 - 47）  第3編第3章第7節「第3 避難所の運営」（本編 風 - 3 - 55）</p>
	<p><b>4 中・長期にわたる避難所生活への対応の充実</b></p> <p>理由：避難所での集団生活や避難所生活の中・長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染などが懸念されるため、健康面への対応を行う必要がある。</p> <p>また、心の安定や栄養状態の悪化を最小限に止めるため、食の栄養指導による被災者の健康管理を行っていく必要がある。</p> <p>根拠：消防庁通知（消防災第157号,H23.5.6）</p> <p>反映：第2編第3章第7節「第3 避難所の運営」（本編 地 - 3 - 47）  第3編第3章第7節「第3 避難所の運営」（本編 風 - 3 - 55）</p>
	<p><b>5 避難所外避難者、市外へ避難した住民の安否確認、情報提供</b></p> <p>理由：避難所外にいる避難者や市外に避難した避難者について、安否確認や情報提供等を行い、生活再建の支援を行う必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第3章第7節「第4 避難所外避難者の把握及び支援」（本編 地 - 3 - 51）  第3編第3章第7節「第4 避難所外避難者の把握及び支援」（本編 風 - 3 - 58）</p>

### 1 災害時要援護者に配慮した避難誘導や避難所運営を実施する体制の整備

理由：東日本大震災や近年の洪水等では、高齢者等災害時要援護者の犠牲者の割合が高いことから、災害時要援護者の避難誘導體制を整備していく必要がある。

また、災害時要援護者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点が異なるため、それぞれの特性を踏まえた体制づくりを行う必要がある。

根拠：千葉県地域防災計画、鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会意見

反映：第2編第2章第8節「第1 災害時要援護者への対策」（本編 地 - 2 - 38）

第3編第2章第9節「第1 災害時要援護者への対策」（本編 風 - 2 - 41）

第2編第3章第16節「第1 在宅災害時要援護者への対応」（本編 地 - 3 - 95）

第3編第3章第16節「第1 在宅災害時要援護者への対応」（本編 風 - 3 - 101）

### 2 災害時要援護者自身の備え

理由：災害時要援護者自身においても、平常時から隣近所に知ってもらい助け合える関係づくりに努めるとともに、食料等の備蓄や訓練への参加等、出来る範囲で自助の実施に努めることが必要である。

根拠：事例（流山市）

反映：第2編第2章第8節「第1 災害時要援護者への対策」（本編 地 - 2 - 38）

第3編第2章第9節「第1 災害時要援護者への対策」（本編 風 - 2 - 41）

### 3 在宅難病患者等の所在把握、医療機器の電源の確保

理由：停電時に備え、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者に対して、補助電源の準備や停電時の入院受け入れについて日頃から対策をとるよう周知する必要がある。

根拠：千葉県地域防災計画

反映：第2編第2章第8節「第1 災害時要援護者への対応」（本編 地 - 2 - 38）

第3編第2章第9節「第1 災害時要援護者への対策」（本編 風 - 2 - 41）

### 4 避難所運営における外国人対策

理由：避難所において外国人に対する情報提供が迅速・確実に行えるよう、体制づくりを行っていく必要がある。

根拠：千葉県地域防災計画

反映：第2編第2章第8節「第3 外国人への対策」（本編 地 - 2 - 41）

第3編第2章第9節「第3 外国人への対策」（本編 風 - 2 - 44）

<p style="text-align: center;">1 2</p> <p style="text-align: center;">帰宅困難者等対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>1 一斉帰宅の抑制（むやみに移動を開始しない）</b></p> <p>理由：帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、災害発生時には市民、企業、学校等に対して呼びかけていく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告、他          反映：第2編第2章第10節「第2 一斉帰宅の抑制」（本編 地 - 2 - 46）          第3編第2章第11節「第1 一斉帰宅の抑制」（本編 風 - 2 - 48）          第2編第3章第18節「第1 徒歩帰宅者の発生抑制対策」（本編 地 - 3 - 101）          第3編第3章第18節「第1 徒歩帰宅者の発生抑制対策」（本編 風 - 3 - 108）</p>
	<p style="text-align: center;"><b>2 帰宅困難者等への情報提供体制の整備、安全確保対策、帰宅支援対策</b></p> <p>理由：帰宅困難者等に対する情報提供や一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援における道路情報や災害時帰宅支援ステーションの周知等を行っていく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告、他          反映：第2編第2章第10節「第3 帰宅困難者等への支援対策」（本編 地 - 2 - 46）          第3編第2章第11節「第2 帰宅困難者等への支援対策」（本編 風 - 2 - 49）          第2編第3章第18節 「帰宅困難者等対策」（本編 地 - 3 - 101）          第3編第3章第18節 「帰宅困難者等対策」（本編 風 - 3 - 108）</p>
<p style="text-align: center;">1 3</p> <p style="text-align: center;">文教・保育対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>1 帰宅困難児童・生徒への対応</b></p> <p>理由：災害時に保護者への引渡しができず帰宅困難児童・生徒が発生することを想定し、飲料水や食料、毛布等の必要な備蓄を行う必要がある。</p> <p>根拠：東日本大震災を踏まえた課題と対応（千葉県）          反映：第2編第2章第7節「第8 学校の対策」（本編 地 - 2 - 37）          第3編第2章第8節「第8 学校の対策」（本編 風 - 2 - 40）</p>
	<p style="text-align: center;"><b>2 学校における防災教育の充実</b></p> <p>理由：防災意識の醸成には幼少期からの防災教育が有効であることから、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画          反映：第2編第2章第7節「第8 学校の対策」（本編 地 - 2 - 37）          第3編第2章第8節「第8 学校の対策」（本編 風 - 2 - 40）</p>

	<p><b>3 放課後児童クラブでの対応</b></p> <p>理由：東日本大震災において、放課後児童クラブでの対応（保護者への連絡等）について課題となったことから、定める必要がある。</p> <p>根拠：東日本大震災を踏まえた課題と対応（千葉県）</p> <p>反映：第2編第3章第15節「第1 応急保育」（本編 地 - 3 - 90） 第3編第3章第15節「第1 応急保育」（本編 風 - 3 - 97）</p>
<p>14</p> <p>障害物の除去</p>	<p><b>1 環境汚染の防止対策（アスベストの飛散等）</b></p> <p>理由：倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境汚染の防止対策について定める必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第3章第12節「第4 障害物の除去」（本編 地 - 3 - 74） 第3編第3章第12節「第4 障害物の除去」（本編 風 - 3 - 81）</p>
<p>15</p> <p>土地・建物対策</p>	<p><b>1 民間賃貸住宅等の活用</b></p> <p>理由：公営住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合は、民間賃貸住宅を提供できるよう努めていく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第3章第11節「第3 応急仮設住宅等の設置」（本編 地 - 3 - 67） 第3編第3章第11節「第2 応急仮設住宅等の設置」（本編 風 - 3 - 74）</p> <hr/> <p><b>2 応急仮設住宅の運営管理における配慮</b></p> <p>理由：応急仮設住宅の運営管理においては、入居者によるコミュニティ形成や女性をはじめとする生活者の多様な意見の反映等の配慮が必要なため、運営管理における配慮すべき事項について定める。</p> <p>根拠：防災基本計画</p> <p>反映：第2編第3章第11節「第3 応急仮設住宅等の設置」（本編 地 - 3 - 67） 第3編第3章第11節「第2 応急仮設住宅等の設置」（本編 風 - 3 - 74）</p>

<b>16</b> <b>市民生活安定のための措置</b>	<p><b>1 被災証明書の証明の範囲について、大規模半壊の追加</b></p> <p>理由：被災者生活再建支援法に基づく支援金の申請について、施行令の一部改正により、大規模半壊に対する支援金の支給が追加されたため、被災証明書の証明範囲に大規模半壊を追加する。</p> <p>根拠：被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について  (府政防第608号,平成22年9月3日)</p> <p>反映：第2編第4章第1節「第1 被災者への支援」(本編 地-4-1)  第3編第4章第1節「第1 被災者への支援」(本編 風-4-1)</p>
	<p><b>2 義援金の配分方法の工夫、出来る限り迅速な配分</b></p> <p>理由：義援金については、出来る限り迅速に配分するため、配分方法を工夫する必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第4章第1節「第3 義援金及び義援品の受付・配分」(本編 地-4-6)  第3編第4章第1節「第3 義援金及び義援品の受付・配分」(本編 風-4-6)</p>
	<p><b>3 原則個人からの義援品の受入れを禁止</b></p> <p>理由：個人等からの小口の義援品については、仕分け処理など対応が困難となることから、原則受け入れないとする必要がある。</p> <p>根拠：事例(神奈川県、流山市など)</p> <p>反映：第2編第4章第1節「第3 義援金及び義援品の受付け・配分」(本編 地-4-6)  ：第3編第4章第1節「第3 義援金及び義援品の受付け・配分」(本編 風-4-6)</p>
<b>17</b> <b>災害復興</b>	<p><b>1 復興準備計画の作成及び災害復興対策の研究・検討</b></p> <p>理由：災害により大規模な被害を受けた場合、より効果的な復興を目指すため、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備える必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画</p> <p>反映：第2編第4章第3節「第2 想定される復興準備計画」(本編 地-4-9)  第3編第4章第3節「第2 想定される復興準備計画」(本編 風-4-9)  第2編第4章第3節「第3 復興対策の研究、検討」(本編 地-4-10)  第3編第4章第3節「第3 復興対策の研究、検討」(本編 風-4-10)</p>

**【大規模災害編】**

項目	主に修正・加筆する事項等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 放射性物質対策</p>	<p><b>1 福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえた応急体制の構築</b>  理由：東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故対策の経験から、放射性物質事故対策の予防対策及び応急対策について定める。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画  反映：第4編第4章 「放射性物質事故対策」（本編 大 - 4 - 1）</p>
	<p><b>2 モニタリング及び市民への情報提供</b>  理由：放射線モニタリングは国や県で実施されるが、東日本大震災による経験から、市においても必要に応じて測定や放射線測定器の貸し出しを実施し、市有施設等における測定結果については速やかに公表していく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、東日本大震災を踏まえた課題と対応（千葉県）  反映：第4編第4章 「第4節 応急対策」（本編 大 - 4 - 3）</p>
	<p><b>3 相談窓口の設置、対応</b>  理由：市民からの放射線に関する問い合わせは、多岐にわたるものが多いため、相談窓口を設置して対応する必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画、東日本大震災を踏まえた課題と対応（千葉県）  反映：第4編第4章「第4節 応急対策」（本編 大 - 4 - 3）</p>
	<p><b>4 放射性物質復旧対策（土壌等の除染、健康管理、風評被害等）</b>  理由：放射性物質による汚染の復旧対策においては、県と連携し、国の指示や法令等に基づき、各種制限措置や対策を行っていく必要がある。</p> <p>根拠：千葉県地域防災計画  反映：第4編第4章「第5節 復旧対策」（本編 大 - 4 - 5）</p>



---

---

**鎌ヶ谷市地域防災計画（案） 修正事項等一覧**

平成26年1月

安全対策課

---

---